

令和8年度（春期） 奈良中心市街地 パーク&バスライド運営業務委託 特記仕様書

1. 目的

本業務は、奈良中心市街地において道路の混雑が想定される観光シーズンに、奈良公園周辺へのマイカー流入抑制を目的にパーク&バスライドを運営するとともに、その効果を検証するための各種調査を実施する。また、集計した調査結果のデータ分析を行う。

2. 業務対象箇所

奈良市二条大路南 1 丁目 他

3. 業務履行期間

契約締結日～令和8年6月30日

4. 業務内容

(1) 計画準備

業務目的を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、土木設計業務共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）（以下、「共通仕様書」という。）第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成する。また、各種調査の前に現地確認を行う。

（参照資料）

・奈良中心市街地公共交通活性化協議会資料（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）

(2) 駐車場運営

令和8年4月25日(土)～5月6日(水)の土日祝日（8日間）に、国道24号高架下駐車場、平城宮跡前パーク&ライド駐車場及び奈良県コンベンションセンター駐車場にて、交通誘導警備員及び案内誘導員を配置し、適切な誘導案内を行う。各誘導員の業務内容及び配置時間・人数は以下の通りとする。誘導員は、業務に支障が出ない範囲で適宜休憩を取ること。また、指定の場所にテーブルおよび椅子を設置し、バス往復券配布場所を設けること。設置場所の詳細は、発注者と協議の上決定することとする。

<誘導員の業務内容>

■交通誘導警備員 B

「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置する。なお、業務の実行程等による警備員の増減は、設計変更協議の対象としないものとする。ただし、発注者や所轄警察署との協議結果等により、警備員編成が変更となる場合は、設計変更協議の対象とする。

■案内誘導員（1）

8時～15時の受付時間に、駐車場利用者に対して奈良公園への行き方を説明するとともに、バス往復券配布場所で、駐車場利用者のうちバス利用者に対して、一部の路線バスとP&Rシャトルバスで利用できるバス往復券（乗車券2枚）を乗車人数分配布すること。なお、奈良県コンベンションセンター駐車場においては、駐車券を提示した利用者にのみ配布すること。バス往復券は発注者より支給するので、適切に管理すること。

バス往復券配布時には、バス往復券の利用方法に関するチラシを活用し説明すること。チラシのデータは発注者より支給する。

1 時間毎のバス往復券配布枚数を記録し、Excel に入力し報告すること。また、配布枚数の速報を発注者に毎日報告すること。

閉場時間以降の停め置き車両に対応するため、駐車場利用者と連絡を取れるようにすること。

帰宅時間の分散を促す看板をバス往復券配布場所付近に設置するとともに、駐車場利用者に対し、18 時以降に帰宅していただくよう案内すること。なお、看板は発注者から支給する。

また、パーク&ライド駐車場の満空情報及びおおよその占有率を、発注者が指定する X アカウントを用いて概ね 30 分間隔で投稿すること。投稿時の原稿は参考図 5 を想定しており、詳細は協議により決定するものとする。なお、投稿の対象は、業務期間内に発注者が開設する全てのパーク&ライド駐車場（国道 24 号高架下駐車場、平城宮跡前パーク&ライド駐車場、奈良県コンベンションセンター駐車場、奈良市役所駐車場）とする。投稿にあたっては、各駐車場の誘導員等と連絡を取り合い、正確な情報の発信に努めること。

奈良県コンベンションセンター駐車場においては、プラカード等を活用してバス往復券配布場所の案内を行うとともに、バス往復券配布場所において駐車場利用者が提示した駐車券に、所定の印を押印すること。印鑑は発注者より支給する。また、パーク&ライド駐車場利用台数が上限に達した場合及び受付時間終了後は、パーク&ライドの受付が終了した旨を案内すること。

なお、駐車場の利用状況等により、適切に案内を行うために配置場所や人数が変更となる場合は、設計変更協議の対象とする。

■案内誘導員（2）

駐車場利用者の出庫時に、大阪方面への帰宅経路について、16 時～20 時頃において大宮通りの大阪方面への西行きが非常に混雑するため、三条通りを経由するよう案内を行うこと。

また、閉場時間以降の留め置き車両があった場合は、駐車場利用者と連絡を取り、利用者が出庫できるよう対応すること。

なお、駐車場の利用状況等により、適切に案内を行うために配置場所や人数が変更となる場合は、設計変更協議の対象とする。

<誘導員配置時間・人数>

○国道 24 号高架下駐車場

	配置時間	人数
交通誘導警備員 B	8:00~21:00	2 人程度/日
案内誘導員(1)	8:00~15:00	4 人程度/日
案内誘導員(2)	15:00~21:00	1 人程度/日

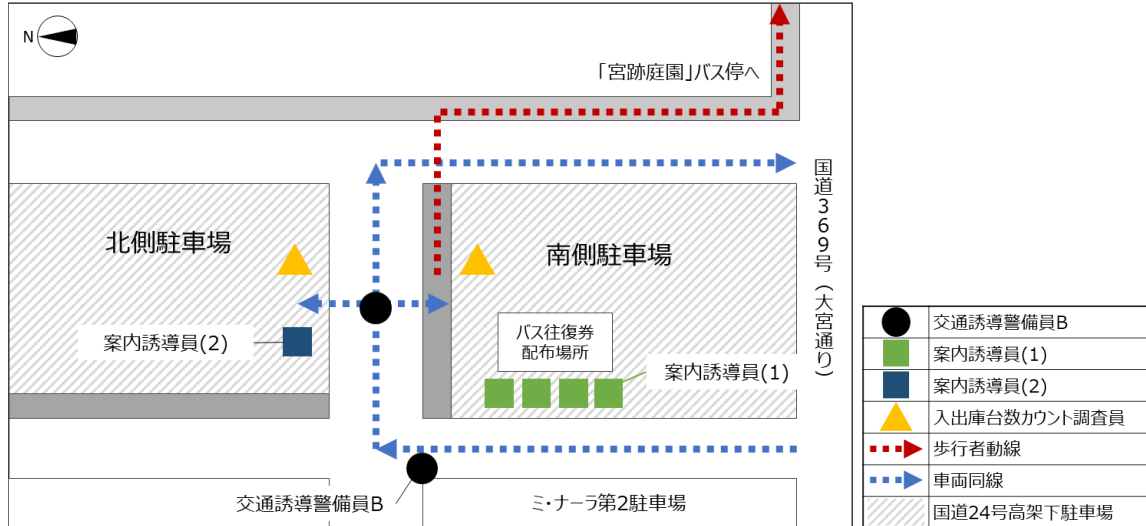
○平城宮跡前パーク&ライド駐車場

	配置時間	人数
交通誘導警備員 B	8:00~15:00	1 人程度/日
	8:00~17:00	1 人程度/日
	8:00~21:00	1 人程度/日
案内誘導員(1)	8:00~15:00	3 人程度/日
案内誘導員(2)	15:00~21:00	1 人程度/日

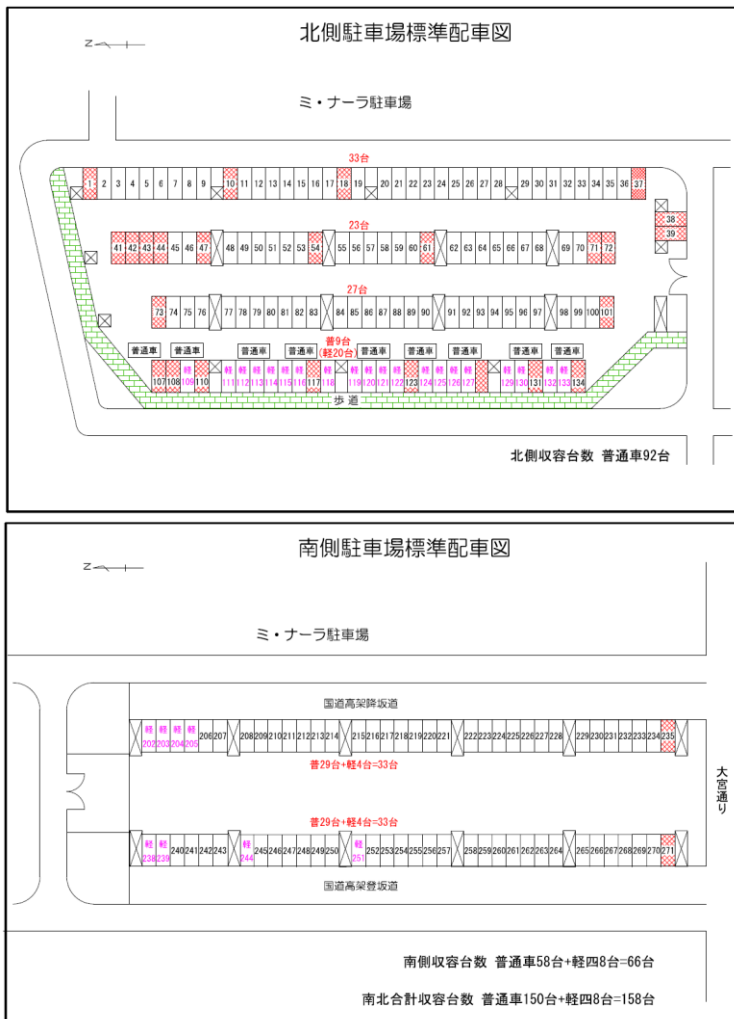
○奈良県コンベンションセンター駐車場

	配置時間	人数
案内誘導員(1)	8:00~16:00	3人程度/日

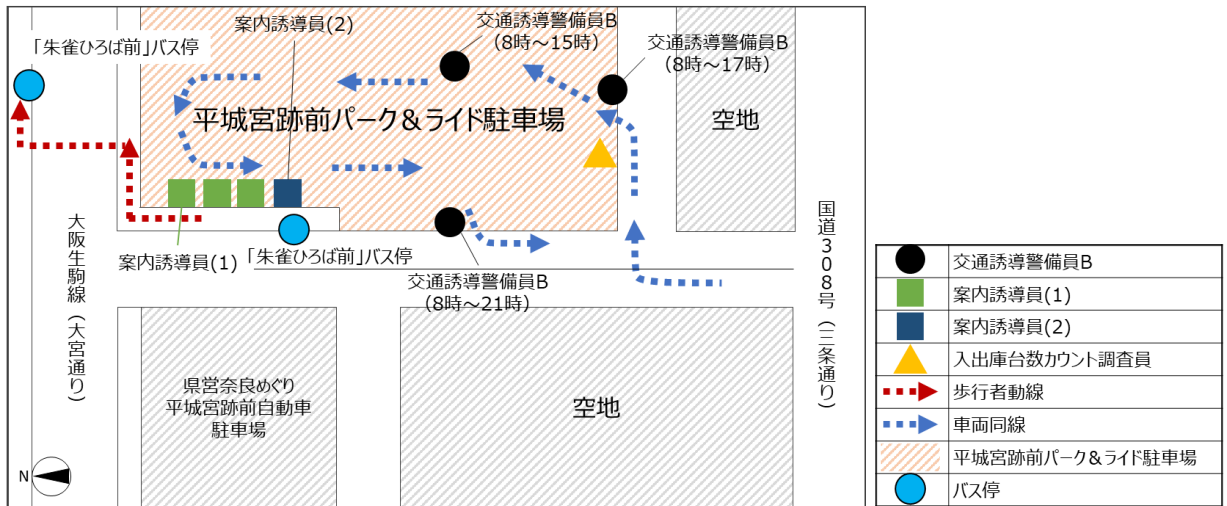
(参考図1) 国道24号高架下駐車場 誘導員配置図



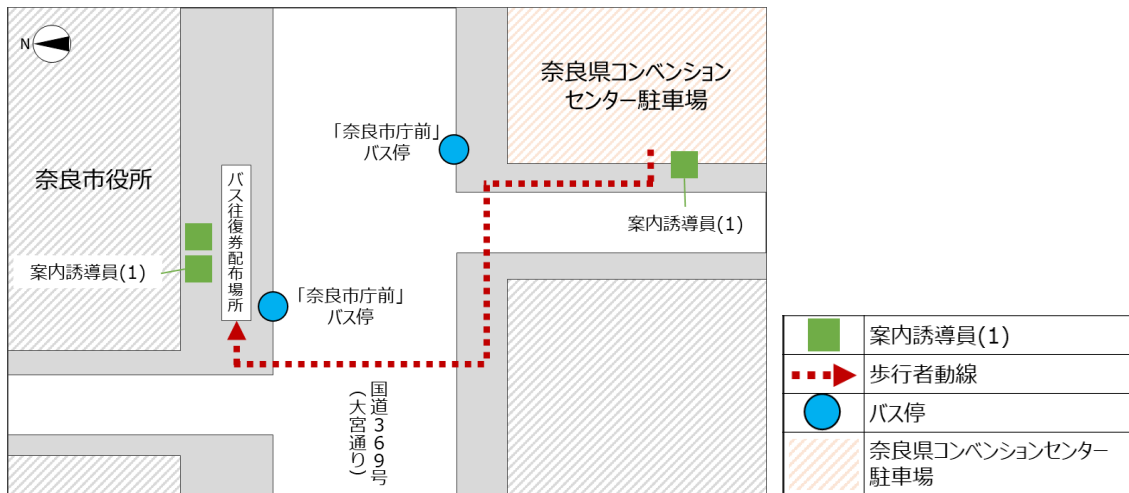
(参考図2) 国道24号高架下駐車場 配車図



(参考図 3) 平城宮跡前パーク&ライド駐車場 誘導員配置図



(参考図 4) 奈良県コンベンションセンター駐車場 誘導員配置図



(参考図 5)

P 奈良公園 交通情報
@access_nara

奈良公園周辺 観光駐車場 満空情報
2026年4月25日(土) 10:00現在

■P&R駐車場
 国道24号高架下@(150台) **満** 100%
 奈良市役所@(200台) **満** 100%
 平城宮跡前パーク&ライド@(150台) **空** 75%
 奈良県コンベンションセンター@(500台) **空** 50%

駐車場詳細
<https://www.nara-access-navi.com/parking/>
 #奈良公園 #駐車場

**奈良公園
駐車場情報**

(3) 駐車場調査

①パーク&ライド駐車場利用台数カウント調査

国道 24 号高架下駐車場および平城宮跡前パーク&ライド駐車場で、10 分間隔の駐車場入出庫台数・駐車待ち台数を調査し、調査結果を Excel に入力し、報告する。

なお、速報を発注者及び奈良県警察本部交通管制センター（別途、発注者より通知）に毎日報告すること。

調査日	令和 8 年 4 月 25 日～5 月 6 日の土日祝日（8 日間）
調査時間	8:00～21:00
調査場所	国道 24 号高架下駐車場、平城宮跡前パーク&ライド駐車場
目標サンプル数	全数
集計期限	令和 8 年 5 月下旬
参考	・各駐車場 100～120 台程度/日の利用を想定 ・調査員は 8:00～18:00 に 2 人程度/日、18:00～21:00 に 1 人程度/日を想定

②パーク&ライド駐車場利用者ヒアリング調査

パーク&ライド駐車場（国道 24 号高架下駐車場、平城宮跡前パーク&ライド駐車場、奈良県コンベンションセンター駐車場、奈良市役所駐車場）の利用者に対してヒアリング調査を実施し、回収した調査票の内容を指定する様式（Excel）にデータ入力を行い、データに誤りがないか確認する。なお、調査票のデータは発注者より支給するので、必要部数印刷し調査すること（A3 片面モノクロ（1 枚/票、選択項目 25 問程度 + 自由記述 1 問程度/票））。調査票のデータの提供は 4 月中旬以降を予定している。

調査実施時は、「ヒアリング調査中」と掲げた腕章またはベストを着用し、以下に留意すること。

- ・団体客と判断出来る場合は、代表者のみに調査する
- ・年代・性別に偏りがないよう調査する

調査期間	令和 8 年 5 月 3 日～5 日 ※調査日は発注者と協議
調査時間	15:00～20:00
調査場所	国道 24 号高架下駐車場、平城宮跡前パーク&ライド駐車場、奈良県コンベンションセンター駐車場、奈良市役所駐車場
目標サンプル数	400 票/期(数量が 3 割を下回る場合は、設計変更協議の対象とする。)
集計期限	令和 8 年 6 月上旬
参考	・各駐車場 100 台程度/日の利用を想定 ・調査員は各駐車場 2 人/日程度を想定 ・自由記述のデータ入力は、目標サンプル数の約 1 割（40 票）を想定（自由記述のデータ入力の増減については、設計変更の対象としない。）

(4) データ分析

(3) で実施した調査結果を用いて、パーク&ライド駐車場利用者の利用理由や満足度、パーク&ライド駐車場の広報の効果等を分析し、パーク&ライド駐車場の利用促進を図るための改善策を提案すること。

(5) 打合せ協議

本業務における発注者との打ち合わせ協議は、以下のとおりとする。
業務着手時 1 回、中間時 1 回、成果品納品時 1 回 計 3 回

(6) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書等を納品する。提出する成果品と数量は次のとおりとするが、「要領」で特に記載のない項目については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

- ・報告書（A4 版ファイル綴じ・図面は A3 折り込み）：1 部
- ・CD-R に納めた電子データ：2 部（※電子納品のデータ形式等は、発注者と協議すること）
- ・その他、発注者が指示するもの

5. その他

- (1) 業務を実施するにあたり、作業班の内 1 人は必ず発注者が交付する身分証明書を携帯するものとする。
- (2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- (3) 身分証明書の内容については請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める様式に基づき、発注者が交付するものとする。
- (4) 身分証明書の交付対象者は原則として、調査箇所毎に 1 名以上とする。
また、作業班の編成などに関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- (5) 受注者は業務が完了した場合または、契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- (6) 調査にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないように配慮するとともに、交通に支障をきたさないよう行うものとする。また、交通の安全には万全を期すこととし、交通安全対策について業務計画書に具体的に記述するものとする。
- (7) 調査に関する諸手続(警察への道路使用許可申請・国土交通省、市町村への調査実施する旨の事前連絡、郵便局への料金後納の申請等)は、受注者において行うものとする。
- (8) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上決定するものとする。
- (9) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- (10) 管理技術者及び照査技術者の部門指定については、技術士「総合技術監理部門（建設）」もしくは「建設部門」の選択科目「道路」又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは RCCM の技術部門「道路」の資格保有技術者とする。